

「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（第7期）」骨子案について

1 趣旨

現行計画(第6期計画:令和5～8年度)の取組の評価や近年の情勢の変化を踏まえ、環境こだわり農業の更なる推進に関する具体的な施策の方向を示す「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」を策定する。

2 計画の位置づけ

- (1) 滋賀県環境こだわり農業推進条例第7条に基づく計画
- (2) 「有機農業の推進に関する法律」第7条に基づく「滋賀県有機農業推進計画」
- (3) 「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」第16条に基づく基本計画

3 計画の期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)まで(5年間)

4 計画策定のスケジュール

令和8年	10月8日	【議会】常任委員会(骨子案)
	11月上旬	環境こだわり農業審議会
	12月中旬	【議会】常任委員会(計画素案)
	12月下旬～	県民政策コメント(計画素案)
令和9年	2月上旬	環境こだわり農業審議会
	3月上旬	【議会】常任委員会(計画原案)
	3月末	計画策定、公表

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(第7期)骨子案 (ポイント)

基本方針

滋賀の農業は、世界有数の古代湖である琵琶湖や大地を潤す豊かな水、肥沃な土といった恩恵を受け、世代を越えて営まれてきた。これら我々に授けられた宝ともいべき自然の恵を守るため、環境との調和を尊重した環境こだわり農業に全国のトップランナーとして県を挙げて取り組んできた。近年、気候変動や地力の低下、農業者の減少など、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、環境保全と生産性向上の両立が強く求められている。このため、農業が本来有する自然循環機能を高め、持続的で生産性の高い環境こだわり農業を再構築し、命の源である「食」を人々に届ける、滋賀ならではの豊かな農の営みをこれからの世代に引き継いでいく。

近年の情勢変化と問題点

環境こだわり農業の困難化

- 取組面積はこの10年間頭打ちで、近年は、気候変動や地力低下により収量・品質の低迷が顕著
- 大規模経営体の農地集積・集約が進み、省力化を優先
- 収益向上のため、収量確保を優先

オーガニックに対するニーズの高まりへの対応が不十分

- オーガニック農業は個人の取組が主体で、多様なニーズへの対応が困難
- オーガニック「きらみずき」は評価は高いが、生産量が不足
- 国による全国的な推進により、本県の取組が埋没するおそれ

環境こだわり農産物の価値の消費者への訴求が不十分

- 認知度が低迷し、価格反映、消費者の優先的な購入は限定的
- ブランド志向と価格優先の二極化が進む中、ブランド志向の消費者への訴求が不十分

解決のための重点施策

気候変動等に対応できる持続可能な新たな環境こだわり農業の構築

- ◎「大地を育む輪作農法※」の提唱
 - ・地域の実情に応じた実践モデルをつくり、その後拡大へ

※緑肥や地域資源(堆肥等)を活用する循環型の輪作体系

【効果】①地力が向上し、気候変動に適応でき、収量・品質が向上

②生物多様性保全、地球温暖化防止に寄与

③輸入資材への依存度が下がり、国際情勢に左右されにくい

環境と調和した全国のトップランナーとしてオーガニック産地等の拡大推進

- ◎市町、農業団体等との連携によるオーガニックの産地化(点から面へ)
 - ・オーガニックビレッジを全市町に拡大
 - ・JA等で生産者を組織化
- ◎「きらみずき」をシンボルとしたオーガニック農業の拡大

環境こだわり農業の理解促進による付加価値・ブランド力の向上

- ◎多様な主体と連携し、環境こだわり農業の輪を広げる
 - ・環境こだわり農業のストーリーの統一的、継続的な発信(世界農業遺産「琵琶湖システム」を構成する主要な取組として)
 - ・こども、若者へのアプローチ強化
 - ・企業との連携による新たな仕組みづくり

これらを行政と民間が一体となった運動として、他部局とも連携し、総合的に展開「土に生きる県民運動(昭和)」、「食することで、びわ湖を守る。eat eco(平成)」を令和版にアップグレード

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(第7期)(骨子案)

第1 計画の趣旨等

- 1 計画の趣旨** より安全で安心な農産物を供給するとともに、琵琶湖等の環境と調和のとれた農業生産を進めるため、環境こだわり農業に関する施策を総合的かつ計画的に推進
- 2 計画の性格** 環境こだわり農業推進条例、有機農業の推進に関する法律、みどりの食料システム法に基づく計画
- 3 計画期間** R9年度(2027年度)からR13年度(2031年度)までの5年間

第2 環境こだわり農業の現状と問題点

1 H13(2001)年からの四半世紀の取組の振り返り

- 環境こだわり農産物栽培は水稲栽培面積の約45%で取り組まれ、化学合成農薬の県全体の使用量はH12年比で4割減少したものの、いずれもこの10年間は頭打ち
- 環境こだわり農産物の認知度は45.7%(H30)から36.5%(R6)へ低下
- 「みずかがみ(環境こだわり限定)」は3,247ha(R7)まで拡大・定着
- 環境こだわり農業が世界農業遺産「琵琶湖システム」の構成要素として、世界に認められた
- 生産者の努力が価格に十分に反映されていない

2 第6期計画期間(R5~R8)の成果

- 「きらみずき」の作付面積は260ha(R7)まで拡大【R8目標1,000ha】
- 化学肥料は出荷量ベースで22%削減(2016肥料年度比)【R8目標達成】
- 長期中干し取組面積は10,850ha(R7)と微減【R8目標12,000ha】
- オーガニック米の作付面積は321ha(R7)まで拡大【R8目標400ha】
- 3市町がオーガニックビレッジ宣言を実施(R7)【R8目標5市町】
- 環境こだわり農産物販売コーナー設置は19店舗(R7)【R8目標20】

3 近年の情勢変化と問題点

- (1) 環境こだわり農業の困難化
 - 気候変動や地力低下により収量・品質の不安定化が顕著
 - 大規模経営体の農地集積・集約促進が進み、省力化を優先
 - 収益向上のため、収量確保を優先(米価高騰時にはその傾向が顕著)
- (2) オーガニックに対するニーズの高まりへの対応が不十分
 - オーガニック農業は個人の取組が多く、産地としてのまとまった取組が少ないため、多様なニーズに対応できていない。
 - オーガニック「きらみずき」は実需者からの評価は高いが、生産量が不足
 - 国による全国的な推進により、本県の取組が埋没するおそれ
- (3) 環境こだわり農産物の価値の消費者への訴求が不十分
 - ブランド志向と価格優先の二極化が進む中、ブランド志向の消費者への訴求が不十分

第3 基本方針

滋賀の農業は、世界有数の古代湖である琵琶湖や大地を潤す豊かな水、肥沃な土といった恩恵を受け、世代を越えて営まれてきた。これら我々に授けられた宝ともいふべき自然の恵を守るため、環境との調和を尊重した環境こだわり農業に全国のトップランナーとして県を挙げて取り組んできた。近年、気候変動や地力の低下、農業者の減少など、農業を取り巻く情勢が大きく変化する中、環境保全と生産性向上の両立が強く求められている。このため、農業が本来有する自然循環機能を高め、持続的で生産性の高い環境こだわり農業を再構築し、命の源である「食」を人々に届ける、滋賀ならではの豊かな農の営みをこれからの世代に引き継いでいく。

第4 施策の方向と成果目標

重点施策1:気候変動等に対応できる持続可能な新たな環境こだわり農業を構築

※(R12)のついた目標値は農業・水産業基本計画に記載の目標。R13年度目標については検討中。

(1) 気候変動に適應できる循環型農業による新たな栽培体系の確立・普及

- 高温条件下でも収量、品質が安定する水稲新品種等の作付け推進
- 緑肥や堆肥等を活用した水田地力が向上する新たな輪作農法(大地を育む輪作農法)の構築・普及拡大(地域の実情に応じた実践モデルをつくり、その後拡大へ)
- 夏期高温に対応した施肥・総合防除等の具体的な体系の確立
- 農業濁水の流出防止および廃プラスチック類(肥料のプラスチック被膜殻等)の排出抑制

(2) 農業者の取組の後押し

- 経営モデルの提示およびモニター農業者の設置による各種取組の検証
- 優良事例表彰制度の創設
- スマート農業技術の積極的な活用を支援
- みどり認定農業者(グリーンファーマー)への環境直接支払交付金による支援

重点施策1 目標項目(案)	現状(R7)	R13年度目標値
環境こだわり米作付面積割合	41%	50%(R12)
新しい総合防除技術数	-	2
大地を育む輪作農法の実践モデル数	-	6
地球温暖化の緩和策×適応策の取組(緑肥の施用面積)	229ha	300ha(R12)
(家畜ふん堆肥の耕種農家の年間利用量)	100千トン(R6)	111千トン(R12)
透視度30cm未満の河川数【検討中】	集計中	検討中
グリーンファーマー認定数	58人	4,000人

重点施策2:環境と調和した全国のトップランナーとしてオーガニック産地等の拡大推進

(1) オーガニック産地の拡大

- 県内全市町で、生産から消費まで一貫して取り組むオーガニックビレッジの創出・伴走支援
- JA等の各種部会を起点としたオーガニック産地形成
- 「きらみずき」を中心としたオーガニック近江米のブランド化・普及拡大
- 新たな生産技術の導入によるオーガニック茶産地の拡大
- オーガニック野菜生産者のネットワーク化
- オーガニック農業を支える栽培技術の開発・普及(水稲新品種、野菜等の栽培体系)

(2) 魚のゆりかご水田等の特色ある取組の推進

- 魚のゆりかご水田拡大(生物多様性保全の取組の拡大)
- しが棚田米の魅力発信

重点施策2 目標項目(案)	現状(R7)	R13年度目標値
オーガニック水稲作付面積	321ha	420ha(R12)
うちオーガニック「きらみずき」作付面積	28ha	100ha
オーガニック茶栽培面積	14ha	20ha(R12)
オーガニック野菜・大豆等栽培面積	59ha	70ha
オーガニックビレッジ宣言市町数	3	19(全市町)
豊かな生き物を育む水田づくりに取り組む地区数	18	27(R12)

重点施策3:環境こだわり農業の理解促進による付加価値・ブランド力の向上

(1) 多様な主体と連携し、環境こだわり農業の輪を広げる

- 環境こだわり農業のストーリーの統一的な発信(琵琶湖システムを構成する取組)
- 子どもたちやその家族等への食育活動を通じた近江米(環境こだわり米)の消費拡大
- 出前講座や学校との連携による学び場の創出
- 「おいしがうれしが」登録事業者との協働による環境こだわり農産物等の利用促進
- 企業との連携による新たな仕組みづくり
- 飲食店等におけるフェア・イベントならびにHPやSNSを活用した魅力発信

(2) 消費喚起によるブランド力の向上および販路拡大

- 「みずかがみ」等の特A評価の取得およびPR
- 情報発信力の強い首都圏等における「きらみずき」の新たな販路開拓と魅力発信
- 実需者や消費者への「みずかがみ」等のPRを継続
- 環境こだわり農産物等を取り扱う生産、流通・販売、消費の連携強化

重点施策3 目標項目(案)	現状(R7)	R13年度目標値
環境こだわり農産物の認知度	36.5%(R6)	50%
環境こだわり農業講座の開催	-	検討中
おいしがうれしがキャンペーン登録事業者数	1,265事業者	1,500事業者(R12)
近江米の相対取引価格の西日本での順位	9(R6)	1(R12)
食味ランキングでの「特A」取得品種数	2	3(R12)
「きらみずき」作付面積	260ha	1,000ha(R12)

重点施策の取組を行政と民間が一体となった運動とし、他部局と連携しながら総合的に展開
「土に生きる県民運動(昭和)」、「食することで、びわ湖を守る。eat eco(平成)」を令和版にアップデート

第5 各主体の取組

農業者等、農業団体、販売業者、消費者等が、それぞれの取組を深化させるとともに、主体間の連携を強化・拡大し、一体となって環境こだわり農業を推進